

保護者様

広島市立中島小学校

校長 井崎 明

## 警報発令時における臨時休業等の取り扱いについて

児童の安全を図るため台風接近や集中豪雨等による警報発令時の登校については、下記のように取り扱います。

警報発令時における安全指導は学校で行いますが、各ご家庭でもご留意いただき、児童の安全を図っていきたいと思います。

保護者の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

## 【台風接近の場合】

広島県南部に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」のいずれか一つ以上が発令されている場合

午前6時の時点・・・・・・・・・・ **自宅待機**

午前7時の時点・・・・・・・・・・ **臨時休業**

### 《 留 意 点 》

- ① 当日の朝、上記の時間に警報が発令されている場合は、非常連絡網での連絡は行いません。

前日には、各学級で台風接近時における臨時休業等の取り扱いについての指導を行います。

- ② 午前7時以降に警報が解除された場合も、臨時休業として取り扱います。  
午前7時前に警報が解除された場合は、通学路の安全を十分に確認してから登校させてください。

**注 意**

上記の扱いは「台風接近」の場合だけです。

## 【集中豪雨等の場合】

広島県南部に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」のいずれか一つ以上が発令されている場合

午前6時の時点・・・・・・・・自宅待機

午前7時の時点・・・・・・・・対応決定 ⇒ 非常連絡

午前7時～7時30の間に、「臨時休業」あるいは「登校」(始業時刻繰り下げを含む)の連絡をします。

### 《 留 意 点 》

- ① 当日の朝、上記の時間に警報が発令されている場合は、非常連絡網での連絡を行います。 午前7時～7時30分の間に、非常連絡が最後の方まで確実に届くようご協力願います。
- ② 午前7時前に警報が解除された場合は、非常連絡は行いません。通学路の安全を十分に確認してから登校させてください。
- ③ 新年度の非常連絡網ができるまでは、学校から直接連絡します。